

議案第110号関連資料

ひとり親世帯への臨時特別給付金(再支給)事業について

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に、特に大きな困難が心身に生じていることから、本年7月より、ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給を実施しているところです。

ひとり親世帯は、非正規雇用労働者の割合が多く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の受給対象者に対して、再度の給付金を支給しようとするものです。

2 事業の概要

項目	内容															
給付金の名称	ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付の再支給)															
対象者	<p>令和2年12月11日時点で、次のいずれかに該当する者として、既にひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)の支給を受けている又は申請をしている者</p> <p>① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けた者</p> <p>② 公的年金給付等を受けていることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない者</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている者</p> <p>※ 令和2年12月11日時点で、未だ基本給付の申請を行っていない者で、同日以降に基本給付の申請を行う者は、令和3年2月26日までに、再支給分の基本給付について併せて申請を行うことで、受給することが可能。</p>															
給付額	1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円															
対象件数(見込)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(世帯数)</th> <th>(対象児童数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>2,200世帯</td> <td>1,200人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>100世帯</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>100世帯</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,400世帯</td> <td>1,300人</td> </tr> </tbody> </table>		(世帯数)	(対象児童数)	①	2,200世帯	1,200人	②	100世帯	50人	③	100世帯	50人	計	2,400世帯	1,300人
	(世帯数)	(対象児童数)														
①	2,200世帯	1,200人														
②	100世帯	50人														
③	100世帯	50人														
計	2,400世帯	1,300人														
支給日	令和2年12月25日(予定) (令和2年12月11日時点で、未だ基本給付の支給を受けていない者については、認定後、速やかに支給)															
予算	給付金 159,000千円															
財源	国庫補助金(10/10)															

3 実施スケジュール(予定)

日程	内容
令和2年12月22日 本会議終了後	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ等で広報 対象者へ案内を発送 給付金の支給開始